

「道路交通法施行令の一部を改正する政令案」等に対する意見の募集結果について

警察庁において、令和元年 7 月 22 日から同年 8 月 20 日までの間、「道路交通法施行令の一部を改正する政令案」等に対する意見の募集を行ったところ、195 件の御意見を頂きました。

「道路交通法施行令の一部を改正する政令」等が公布されるに当たり、頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 定めた命令等の題名

- (1) 道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第108号）
- (2) 道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第109号）
- (3) 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第31号）
- (4) 原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手續等に関する規則の一部を改正する規則（令和元年国家公安委員会規則第 5 号）
- (5) 行政手續等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手續等を定める国家公安委員会規則の一部を改正する規則（令和元年国家公安委員会規則第 6 号）

2 命令等の案を公示した日

令和元年 7 月 22 日

3 頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方

頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方は、別紙 1 のとおりです。

頂いた御意見については、整理・要約をした上で掲載しています（頂いた御意見については、整理・要約をしていないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。

4 意見公募手続を実施した案からの修正

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令等について、意見公募手続を実施した案を別紙 2 のとおり修正することとしました。

5 頂いた御意見の総数及びその内訳

頂いた御意見の総数 195 件

(内訳)

パブリックコメント意見提出フォーム	192 件
電子メール	1 件
F A X	0 件
郵送	2 件